

政治団体の収支報告書等に係る代表者の責任強化法案

【政治資金規正法・政党助成法の改正】

<立法の背景・趣旨>

いわゆる政治と金の問題をめぐっては、政治団体の収支報告書の不提出・不記載・虚偽記入があった場合に、収支報告書の記載・提出義務者である会計責任者は処罰できても、政治家(代表者)は処罰し難い状況にある。

→ 上記の場合において、政治家(代表者)も直接処罰の対象にし、政治団体の収支報告書の記載・提出に係る政治家の責任を明確にする必要がある。

政治団体の収支報告書について、政治団体の代表者も記載・提出義務者に位置付けることとする。

→ 収支報告書の不提出・不記載・虚偽記入があった場合には、会計責任者と同様、代表者も直接処罰の対象となる(5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金、重過失も処罰、公民権停止の規定を適用)。

現 行

政治団体の収支報告書の記載・提出義務者は、会計責任者のみ
(解散時等を除く)



収支報告書の不提出・不記載・虚偽記入について、代表者は、会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠った場合にのみ処罰(50万円以下の罰金)

* 公民権停止の規定を適用



改 正 法

政治団体の収支報告書の記載・提出義務者に、代表者を加える



収支報告書の不提出・不記載・虚偽記入について、会計責任者と同様、代表者も直接処罰の対象(5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金、重過失も処罰)

* 公民権停止の規定を適用

* 会計責任者の選任及び監督に係る代表者の罰則は削る

※ 政党助成法に基づく政党交付金の用途等報告書についても、同様の改正を行う。